

令和6年2月29日招集

第11回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和5年度 第11回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月29日(木) 午後1時00分から午後2時40分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター ホール

3. 出席委員 : (24名)

- | | | | |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 1. 藪田 亨 | 2. 渡邊 秀一 | 3. 森田 聡 | 4. 民部 猛 |
| 5. 仲川 庸一 | 6. 細野 真二 | 7. 山田 隆生 | 8. 本間 隆 |
| 9. 土屋 七司 | 10. 忠野 佳純 | 11. 中川 義弘 | 12. 古屋野 勝 |
| 13. 北見 尚志 | 14. 佐々木 雅文 | 15. 池 克博 | 16. 西村 幸子 |
| 17. 本間 一寿 | 18. 金切 秀明 | 19. 大野 雄一郎 | 20. 西野 春彦 |
| 21. 渡邊 実 | 22. 久保 守 | 23. 佐々木 隆正 | 24. 金田 勝廣 |

4. 欠席委員 : (なし)

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地法施行規則第29条の届出について

② 農地改良届の受理について

③ 農地法第18条の規定による通知について

④ 認定農業者について

2) 農政振興部会の報告について

① 新規就農者訪問について

3) 広報・研修委員会協議報告事項について

① 農業委員会だより NO.38 の発行について

4) 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の回答について

5) 佐渡市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給に関する規則の廃止並びに農業委員会の補助執行による佐渡市農業委員会の委員等の報酬の加算に関する規則の制定について

6) 令和5年度年間会務報告について

7) 令和6年度農業委員会予算及び事業計画案について

8) 令和6年度最適化活動の目標の設定等案について

9) 農地利用最適化推進活動の実施について

10) JA推薦委員からの連絡事項等について

1 1) 会務報告・会務予定について

(4) 農業委員等研修

7. 農業委員会事務局出席職員

次 長 木下 和重 係 長 野 螻 雅博 係 長 伊藤 雅之 主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

次 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から令和5年度第11回農業委員会総会を開会いたします。 また、本日は、令和6年度事業計画等の協議をはじめ、委員等研修を予定しておりますので、推進委員の皆さまにもご出席をいただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、はじめに金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	令和5年度もあと一月となりました。全国農業新聞の購読でございますが、300部を目標としておりました。一人1枚、1部ずつ、昨年までですと一人2部でしたが、今年度から人口も少なくなるというようなこともございまして、一人1部を確保してほしいということで活動の方よりしく願います。
次 長	ありがとうございました。本日、事務局長が3月議会出席のため総会には出られません。私の方から進行させていただきたいと思います。 ただ今の出席委員は、委員定数24名中、24名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 なお、推進委員につきましては、定数37名中、25名の出席となっています。 今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、金田会長より、議事の進行をよりしく願います。
議 長	それでは、第11回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」の声がございますので、15番池委員、16番西村委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。2月21日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
1 4 佐々木雅文	2月分の農地部会を2月21日に開催しまして、農地部会の所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提示された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。 また、現地確認につきましては、各地区の担当委員および推進委員に調査依頼を

議 長	いたしました。以上でございます。
事務局	ありがとうございます。それでははじめに、「農地法第3条の規定による許可申請」10件を上程します。事務局から説明をお願いします。 議案第1号、農地法第3条許可申請です。今月10件、田31筆38,428㎡畑3筆1,986㎡、合計40,414㎡になります。 案件番号1番、川崎市の方から下久知の方に、下久知の田5筆640㎡、畑1筆212㎡、計852㎡売買となります。2月27日に現地確認を行いました。 案件番号2番、椿の方から下久知の方に、下久知の田2筆計3,988㎡売買となります。2月27日に現地確認を行いました。 案件番号3番、椿の方から下久知の方に、田3筆計2,178㎡売買となります。2月27日に現地確認を行いました。 案件番号4番、住吉の方から住吉の方に、原黒と住吉の田2筆4,034㎡、畑1筆523㎡、計4,557㎡売買になります。2月27日に現地確認を行いました。 案件番号5番、上矢馳の方から下長木の方に、市野沢の田3筆計4,917㎡贈与となります。1月25日に現地確認を行いました。 案件番号6番、東京都東村山市の方から下長木の方に、市野沢の田1筆2,978㎡贈与となります。1月25日に現地確認を行いました。 案件番号7番、吉井本郷の方から吉井本郷の方に、大和の田1筆4,940㎡売買となります。2月26日に現地確認を行いました。 案件番号8番、神奈川県横浜市の方から小倉の方に、両津地区の立野、下横山、金井地区の三瀬川の田12筆12,669㎡、畑1筆1,251㎡の計13,920㎡。売買となります。両津地区は2月22日、金井地区は2月26日に現地確認を行いました。 案件番号9番、豊田の方から豊田の方に、豊田の田1筆1,974㎡売買となります。2月27日に現地確認を行いました。 案件番号10番、羽茂上山田の方から羽茂上山田の方に、羽茂上山田の田1筆110㎡贈与となります。2月28日に現地確認を行いました。 案件全て許可要件を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件1番から4番について現地調査を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号1番から4番につきまして、2月27日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、案件5番、6番について現地調査を行った私から報告します。 案件番号5番、6番について1月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。 続いて、案件7番、8番について現地調査を行った21番渡邊実委員から報告をお願いします。

2 1 渡邊 実	案件番号7番につきまして、2月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。現地は適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。 案件番号8番は、両津地区を含め総括して報告します。両津地区は両津地区の担当委員により2月22日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認し、適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていると聞いております。金井地区は2月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。現地は適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件9番について現地調査を行った23番佐々木隆正会長職務代理者から報告をお願いします。
2 3 佐々木隆正	案件番号9番について、2月27日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	最後に、案件10番について現地調査を行った8番本間隆委員から報告をお願いします。
8 本間 隆	案件番号10番について2月28日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から10番につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」10件を許可することに決定いたします。 次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請」3件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	6頁をご覧ください。今月の申請は3件ございます。畑6筆、444.27㎡です。 まず、案件番号1番です。八幡の方からの申請です。申請地は、真木の畑2筆1,723㎡の内、10.27㎡です。令和6年3月18日から3年間の一時転用となります。再設定で当初は平成27年からです。 変更目的は営農型太陽光発電設備の設置です。申請理由が、南側に太陽を遮るものがなく一定の面積があり近くに電柱がある場所で、太陽光発電をするには条件が整っている場所だからです。申請地の場所は、佐渡一周線の真木バス停から北東に

	約 50m に位置しています。 申請地周辺は、農地区分としては、10ha 以上の農地の広がりのある農地の中であり第 1 種農地です。立地基準は問題なく一般基準の転用実現性においても、設置済みで問題ありません。汚水は排出しないため、周辺農地への影響ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。 また、発電設備は支柱を立て、上にソーラーパネルを設置し、下部農地ではミョウガを作っております。 続きまして、案件番号 2 番です。新潟市の方からの申請です。申請地は沢根炭屋町の畑 62 m²です。変更目的は進入路と駐車場スペースです。申請理由が現在の駐車場が宅地側にあり、不便で狭く、海側の道路から出入りするため、設置したいものです。場所は、旧佐渡一周線の五十里城の下バス停から南東に 350m に位置し、都市計画法の用途地域の第一種住居地域内にある農地で、第 3 種農地です。第 3 種農地は原則許可となります。一般基準の転用実現性においても問題なく、汚水は排出しないので、周辺農地の影響ありません。 続きまして、案件番号 3 番です。真野新町の方からの申請です。申請地は長石の畑 3 筆 372 m²です。変更目的は工場と倉庫の建築です。申請理由が、事業の拡大に伴う必要となったため設置したいものです。場所は国道 350 号線の真野新町バス停から北に約 150m に位置しており、農地区分でいうと、周辺は市街地に隣接する市街化する見込みのある農地で第 2 種農地に該当します。申請地周辺には、この事業が達成できる第 3 種農地や非農地はなく、立地基準は問題ありません。一般基準の転用実現性においても問題なく、排水は公共下水道へ排水するため、周辺農地への影響はありません。いずれも許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	それでは、案件 1 番について、現地調査を行った 1 番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件 1 番について 2 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願いたします。
議 長	続いて、案件 2 番について、現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件 2 番につきまして、現地確認を令和 5 年 12 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願いたします。
議 長	最後に、案件 3 番について、現地調査を行った 23 番佐々木隆正会長職務代理者から報告をお願いします。
2 3 佐々木隆正	案件 3 番につきまして、現地確認を 2 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 3 番につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」3 件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 10 頁、11 頁になります。農地法第 5 条申請、今月 4 件ございます。畑 7 筆 1,336.08 m²です。 案件番号 1 番、譲受人が小木町会社、譲渡人が小木の方外 1 名です。申請地は小木町の畑 2 筆、合計 3,098 m²のうち 270 m²。期間が許可日から令和 9 年 1 月 31 日までの農振農用地区域内の一時転用です。権利の方は使用貸借権の設定となります。申請目的が、温泉の源泉が申請地の先にあり、その取り替えのため車がそこまで行くために仮設の進入を設置したいものです。申請理由は 1 月 1 日の地震により、源泉のポンプが作動しなくなりポンプの取り替え作業のために進入路が必要になったものです。場所は佐渡一周線の小木の湯前バス停から南に約 270m に位置しております。申請地は農振農用地であり、この申請は仮設の進入路の整備で、当該目的を達成するためには、当該農地以外に進入路を設置できる場所はなく、やむを得ないものと判断します。また、一般基準の転用実現性においても自己資金でまかなえるため、問題がなく、汚水も排出しないので周辺農地の影響もなく問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。 続きまして案件番号 2 番です。譲受人が、上横山の方、譲渡人が新潟市の方です。申請地は中興の畑 2 筆、合計 449 m²所有権の移転売買です。変更目的は、資材置き場、駐車場です。申請理由は、現在、吉井本郷に事務所がありますが、移転予定であり、隣接の宅地と一体的に使用したいものです。場所は金井郵便局から南西に約 100m に位置しています。市街地の中にある宅地等が連担する区域にある農地で第 3 種農地に該当します。また、一般基準の転用実現性においても自己資金でまかなえるため問題なく、汚水は排出しないので、周辺農地への影響もありません。許可基準を満たしております。 続きまして、案件番号 3 番です。譲受人が中原の方外 1 名、譲渡人が畑野の方です。申請地は畑野の畑 2 筆 1,555 m²のうち、397.08 m²、所有権の移転売買です。変更目的は、一般個人住宅の新築です。申請理由は、現在アパートで暮らしており、手狭になったため、持家を建築したいものです。所在地は、佐渡市の畑野行政サービスセンターから北東に約 200m に位置しており、300m 以内に市街化の指標となる施設として、市役所の畑野行政サービスセンターがあるので、第 3 種農地に該当します。一般基準の転用実現性においても、借入金でまかなえるため問題なく、汚水は公共下水道へ排水するため、周辺農地への影響もありません。また、一般個人住

	宅の目安は建築面積 $106.8 \text{ m}^2 \times 100 \div 22$ で 486 m^2 です。そのため、申請面積の 397.08 m^2 は目安以内であり、問題ありません。 案件番号 4 番です。譲受人が市野沢の方外 1 名、譲渡人が長石の方です。申請地は長石の畑 220 m^2、所有権の移転売買です。変更目的が一般個人住宅の新築です。申請理由は、現在アパートで暮らしており、手狭になったため、持家を建築したいものです。場所は、国道 350 号線の真野新町バス停から北西に約 190m に位置しており、農地区分でいうと、周辺は市街地に隣接する市街化する見込みのある農地で、第 2 種農地に該当します。申請地周辺には当該目的を達成できる第 3 種農地や非農地はなく、立地基準は問題ありません。一般基準の転用実現性においても、借入金で賄え汚水は公共下水道へ廃止するため、周辺農地に影響はありません。また、一般個人住宅の目安は建築面積 $67.07 \text{ m}^2 \times 100 \div 22$ で 305 m^2 となります。申請の 220 m^2 は基準以内であり、適当と判断しております。 以上 4 件いずれも許可基準を満たしておりますご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、案件 1 番について、現地調査を行った、20 番西野委員から報告をお願いします。
20 西野 春彦	案件 1 番について、2 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	続いて、案件 2 番について、現地調査を行った、5 番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件 2 番について、2 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	続いて、案件 3 番について、現地調査を行った 6 番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件 3 番について、2 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	最後に、案件 4 番について、現地調査を行った 23 番佐々木隆正会長職務代理者から報告をお願いします。
23 佐々木隆正	案件 4 番について、2 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり、転用許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

議 長	(意見、質問なし) ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。はじめに、議事参与案件がございますので、案件 1 番につきまして、はじめに採決を行います。22 番久保委員の退席をお願いいたします。 (委員 退席)
議 長	それでは、案件 1 番につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」案件 1 番を原案のとおり許可することに決定いたします。 (委員 着席)
議 長	次に、議事参与案件であった、案件 1 番を除いた 2 番から 4 番の案件につきまして、一括して採決を行います。 「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」案件 2 番から 4 番を許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、案件 2 番から 4 番を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定」168 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は、別冊の農用地利用集積計画です。今月は 168 案件ございます。 案件 1 番、三瀬川の田 3 筆計 3,409 m²につきまして、三瀬川の方から三瀬川の方へ、令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで 5 年間の中間管理事業により貸借をするもので、再設定になります。借り手、貸し手及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。 2 頁から 54 頁までの案件 3 番から 81 番の計 79 件は相対契約による利用権設定、1 頁の案件 1 番、2 番及び 55 頁以降の案件 82 番から 168 番の計 89 件は農地中間管理事業による利用権設定です。今月は、委員の皆様が関与する議事参与案件が 1 番と 2 番の 2 件ございます。以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

議 長	(意見、質問なし) ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件 1 番について採決を行います。21 番渡邊実委員の退席をお願いします。 (委員 退席)
議 長 一 同	それでは、案件 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 1 番を原案のとおり決定することにいたします。 (委員 着席)
議 長	次に、案件 2 番について採決を行います。8 番本間隆委員の退席をお願いします。 (委員 退席)
議 長 一 同	それでは、案件 2 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 2 番を原案のとおり決定することにいたします。 (委員 着席)
議 長	次に、議事参与案件であった 1 番、2 番の案件の 2 件を除いた 3 番から 168 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 3 番から 168 番の案件につきまして、原案のとおり決定することにいたします。 それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「農地法施行規則第 29 条の届出について」1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	16 頁になります。2 a 未満の農業用施設に係る届出となります、今月 1 件ございます。杉野浦の方からの届出です。場所は杉野浦の畑 135 m²のうち 30 m²、柿の

議 長	選別小屋と道具置場です。工期が令和 6 年 8 月 31 日までとなっています。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、「農地改良届の受理について」 1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地改良届今月 1 件です。申請者は田切須の方で、土地の表示は西三川の田 6,288 m ² のうち、2,800 m ² です。次に改良目的といたしまして、湿田のため盛り土成形し効率利用するためということで、土質はレキ混じり土等で、土量が 2,500 m ² 、期間が令和 6 年 1 月 29 日から令和 7 年 1 月 28 日までとするものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知」 67 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約につきまして説明いたします。議案書は 18 頁から 52 頁まで 67 件ございます。今月は受け手が不在となる利用調整案件が 22 件ございます、条件があまり良くないところが多いですが、受けて探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。認定農業者の認定の状況につきまして報告いたします。今月は、2 月 9 日の審査分で合わせて 21 件ございます。うち新規が 7 件、再認定が 14 件です。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	それでは、農政振興部会協議報告事項に移ります。「新規就農者訪問について」について事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)

議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、広報・研修委員会協議報告事項に移ります。「農業委員会だより NO. 38 の発行について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書の回答について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「佐渡市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の支給に関する規則の廃止並びに農業委員会の補助執行による佐渡市農業委員会の委員等の報酬の加算に関する規則の制定について」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「令和 5 年度年間会務報告について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「令和 6 年度農業委員会予算及び事業計画案について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)

議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「令和6年度最適化活動の目標の設定等案について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地利用最適化推進活動の実施について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「J A推薦委員からの連絡事項等」に入らせていただきます。 (J A推進委員説明)
議 長	ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で、J A推薦委員からの連絡事項等が終わりました。次に、「会務報告・会務予定」について事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、「会務報告・会務予定」についての報告が終わりました。ただ今の「会務報告・会務予定」の報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	それでは、以上で、日程第3「協議・報告事項」を終了いたします。ここで、10分間の休憩とします。

	(休 憩)
議 長	それでは次に、「農業委員等研修」に入ります。
佐渡地域振興局	(佐渡地域振興局 講演)
新潟県農林公社	(新潟県農林公社 講演)
議 長	それでは、以上で、日程第４「農業委員等研修」を終了いたします。これをもちまして、本日の議案審議等はすべて終了しました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。
次 長	大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木隆正会長職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。
佐々木会長職務代理者	皆さん、今日は大変長時間にわたりお疲れさまでした。今日研修で二つ講演がございましたけれども、どんどんこういった制度が出てくると思いますので、その都度勉強をしていかなければなと思っております。本日は大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 1 5 番 池 克博

署名委員 1 6 番 西村 幸子